

平成28年4月8日

各位

会社名 株式会社 王将フードサービス
代表者名 代表取締役社長 渡邊 直人
(コード番号 9936 東証第一部)
問合せ先 リサーチ&コンサルティング 部長 内田 浩次
(TEL 075-595-4484)

第三者委員会 調査報告書提言に対する取り組みについて

当社は平成28年4月1日および同年4月5日に開催いたしました臨時取締役会において、同年3月29日付け第三者委員会による調査報告書提言について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

コーポレートガバナンスの評価・検証のための第三者委員会 調査報告書提言への取り組みについて、下記方針に基づき、提言達成に向け速やかに取り組んで参ります。
また、本日現在 対処いたしました施策につきまして併せてお知らせいたします。なお、詳細について決定していない事項及び各施策の進捗状況について、今後適宜開示いたします。

調査報告書

第4章 改善提言

第1 コーポレートガバナンス体制に係る提言への当社方針

1- (1) 業務執行役員に対するトレーニング

当該提案につきましては、平成28年6月開催予定の第42回定時株主総会までに、業務執行役員に対するトレーニングプログラムを策定できるよう検討して参ります。

具体的には、当社に対する不安や不信を解消するために、第三者委員会の調査報告書の内容を精査し、不適切な取引の排除などについての啓蒙、並びに反社会的勢力との関係の遮断に関する意識の啓蒙、知識の涵養の研修等を実施いたします。

1- (2) 監督機能と業務執行機能の峻別

当該提言につきましては、取締役会において議論を重ね、執行業務に対する取締役会のモニタリングが弱まることのないよう監督機能と業務執行機能を峻別して参ります。

具体的には、当社が実施している社内規程の改訂や事務フローの構築等について、出来るだけ速やかに監督機能と業務執行機能を峻別して参ります。

1- (3) 指名諮問委員会の本来的機能の発揮

当該提言につきましては、コーポレートガバナンスの中核部分と再認識し、「独断専行ないし密室経営」および形骸化とならないよう中長期的な視点に立ち取り組んで参ります。

具体的には、今期中にも、執行役員の人事考課に関する基準について指名諮問委員会で検討いたします。

2 創業家との関係

当該提言につきましては、過去の不適切な取引に関与した創業家出身の元経営者との利害に係わる課題の解決に取り組んで参ります。

具体的には、調査報告書において指摘されている、旧経営陣の共有物件である借上社宅の賃貸借契約、及び、京都本社ビルに間借りし、旧経営陣が常務理事を務める財団との賃貸借契約に関して、コンプライアンスを遵守し、手順を踏んで出来るだけ速やかに取引解消に努めて参ります。

3 A氏との関係

当該提案につきましては、同調査報告書において記載されている、B2社との間で締結されていた当社の京都本社及び久御山工場の電子交換電話設備の保守委託契約につき、同調査報告書において不適切な取引と指摘されたことを受けて、当社において検討した結果、平成28年3月30日付で契約を即時解除いたしました。

今後は、同調査報告書に記載されたA氏及びBグループの会社とは一切取引をいたしませんことを確約いたします。

4 ネガティブな風評に関して

当該提言につきましては、企業価値を損なう報道や風評に対し、企業リスクと捉え、危機管理基本マニュアルに基づき正確に情報を把握し、低減・払拭するための方針をリスクマネジメント会議及び取締役会等で検討し、広報危機管理マニュアルに基づき、ステークホルダーの皆様に混乱を招くことのないよう、信頼強化に努めて参ります。

また、大東前社長の事件に関する報道及び今回の調査報告書に伴う報道による従業員の不安払拭につきましては、平成28年3月30日付で従業員からの問合せ用フリーダイヤルを設置し、同日付で社長名にて全社員一人一人に対し、第三者員会の設置目的、調査報告書要約版、平成28年3月30日開示資料（2件）を配布するとともに、パートタイマーに対しては、業務用端末による掲載と部門長による周知を行いました。

今後は情報共有化に向けより一層の改善強化に努めて参ります。

第2 反社会的勢力に対する防止体制に関する提言への当社方針

1 反社会的勢力排除に対する意識の醸成

当該提言につきましては、マニュアルを作成し配布による意識付けを強化するとともに、公安委員会により委託された各都道府県暴力追放運動推進センターが開催する“不当要求防止責任者講習会”への参加については、既受講者においては3年ごとの更新徹底を、また平成28年4月以降、新任の店長、工場長及び課長等の管理職への昇格時に当該受講を、さらに社内にて年1回実施される5階層に分かれる階層別によるコンプライアンス研修を現在、年複数回実施しているコンプライアンス研修に組み込み定期的を実施して参ります。

また、社内向け講習の一つとして、平成28年4月2日に新入社員を対象に反社会的勢力との関係遮断に関する講習を社外取締役の渡邊雅之を講師として実施いたしました。さらに、平成28年4月中における店長会議においても社外監査役である木曾裕を講師として反社会的勢力との関係遮断に関する講習を実施する予定です。

2 契約書への反社排除条項導入の徹底

平成 28 年 1 月 29 日に新たに定めた「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」及び改訂された「コンプライアンス規程」に基づき、同年 2 月 1 日付けより、契約書への捺印申請においては、反社排除条項の有無のチェックを行うとともに、総務部法務課によるリーガルチェックの有無の確認を行うことを決定しております。新規取引につきましては、「取引先調査申請書」にて総務部法務課によるチェックの徹底に努めております。今後は、平成 28 年 4 月中にも具体的な運用に関するマニュアルを策定する予定です。

また当該対応強化として、平成 28 年 4 月 1 日付にて法務課社員 1 名の増員を行いました。また、人事ローテーションを定期的実施して参ります。

3 申請漏れ、既存先のチェック漏れへの対策

当該提言につきましては、平成 28 年 4 月 1 日付の臨時取締役会において、「取引先調査実施要領」に関して必要となる改訂について承認いたしました。具体的には、新規の取引先に関して、当該支払に係るマスター登録に際して、反社チェックを実施したことを確認した上で支払うことといたしました。また、現在も、既存取引先の一覧を作成することとなっていますが、新規取引後、産業分類に基づき定めた定期チェック期間において、取引が継続している当該既存取引先の一覧を、1 か月に 1 回更新することといたしました。さらに、監査室が、反社チェック体制に不備がないか 1 年に 1 回その遵守状況を検証するものといたしました。

なお、新規取引先に関しては、原則として全件、取引担当部門から総務部法務課に対して「取引調査申請書」を提出させることとしておりますが、この運用に関して、徹底をいたします。

今後は、平成 28 年 4 月中にも具体的な運用に関するマニュアルを策定する予定です。また、実務の運用に即して適宜改訂を行うと共に、所要の措置について検討いたします。

4 反社チェックの業務フロー改善

当該提言につきましては、総務部法務課の担当者の増員等既に対応済みの点もございます。また、平成 28 年 4 月 1 日付の臨時取締役会において、「取引先調査実施要領」に関して必要となる改訂について承認いたしました。具体的には、記事検索を実施した結果として一定数を超える記事が該当する場合には、全国紙のみならず、地方紙も含めて、できる限り多くの記事を確認するものといたしました。

また、すべてを確認することが困難なほど多数の記事が検索に該当した場合などにも対応するため、平成 28 年 2 月 1 日からは、運用上、検索キーワードの数を増やして絞り込みをしております。

なお、すべてを確認することが困難なほど多数の記事が検索に該当した場合は、外部の専門機関に依頼し、確認することを平成 28 年 5 月末を期限として検討して参ります。

また、申請のあった取引先について、インターネットニュースサイト、SNS、ブログ等の記事内容、掲示板等への書き込み等についても検索を行うことといたしました。今後は、平成 28 年 4 月中にも具体的な運用に関するマニュアルを策定し、各部署に周知する予定です。また、実務の運用に即して適宜改訂を行うと共に、所要の措置について検討いたします。

5 グレー取引先管理の改善

当該提言につきましても、平成 28 年 4 月 1 日付の臨時取締役会において、「取引先調査実施要領」に関して必要となる改訂について承認いたしました。具体的には、記事検索の結果、反社会的勢力ないし反社会的勢力との関係に関する情報である可能性があり、生年情報の近似や地域的な共通点（同一県内・隣接県・同一経済圏などの条件をリスクベースで判断するものとする。）から、同情報と申請のあった取引先との同一性を否定しきれないと判断した場合には、更に、①当該情報自体が反社会的勢力ないし反社会的勢力との関係に関する情報であると認めるに足りるか否か、②当該情報と申請のあった取引先が同一であると認めるに足りるか否か、③当該情報自体が反社会的勢力ないし反社会的勢力との関係に関する情報であると認めるに足りるか否か、④当該情報と申請のあった取引先とが同一であると認めるに足りるか否か調査をすることといたしました。これらに該当しないと判断した場合は、新規の取引の実行を認めますが、当該取引先を「グレー先」として、継続的な監視を実施することとし、異変が察知された場合には、暴力団排除条項等に基づき速やかに契約解除等の対処をすることといたしました。

今後は、平成 28 年 4 月中にも具体的な運用に関するマニュアルを策定する予定です。また、実務の運用に即して適宜改訂を行うと共に、所要の措置について検討いたします。

以上